

10 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (印 紙 税 法 第 9 条 関 係)	19,052 千円	437 延人
印紙税納付計器の使用によるもの (印 紙 税 法 第 10 条 関 係)	3,794,802	5,117
書 式 表 示 (印 紙 税 法 第 11 条 関 係)	8,753,974	17,790
預金通帳の一括納付によるもの (印 紙 税 法 第 12 条 関 係)	5,993,368	113
合 計	18,561,199	23,457
充 当 税 額	42,670	-
差 引 税 額	18,518,530	-
加 算 税	過 少 申 告	11
	無 申 告	372
	重	-
過 怠 税	699,083	1,719 件
還 付 金 額	157,832	- 延人
印 紙 税 納 計		
設 置 者 数	1,144 人	
設 置 台 数	1,560 台	

調査対象：現金納付による印紙税の課税実績

調査期間：平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日まで

(注) 印紙税は、課税文書に印紙税に相当する印紙をはり付ける方法によって納めるのが原則であるが、一時に多量の課税文書を作成する場合等は、特例的な納付方法（現金納付）として、印紙税相当額を事前に納付し、課税文書に税印の押なつを受ける方法（税印の押なつ）所轄税務署長の承認を受けて印紙税納付計器を設置し、印紙税相当額を納付して、課税文書に納付印を押す方法（納付計器）所轄税務署長の承認を受けて、課税文書に財務省令で定める書式による表示をし、翌月末日までに申告納付する方法（書式表示）預貯金通帳等について、所轄税務署長の承認を受けて、財務省令で定める書式による表示をし、4月1日現在の口座数を基に計算した相当印紙税額を4月末日までに申告納付する方法（一括納付）がある。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	税 印 押 な つ	書 式 表 示	そ の 他	合 計	納 税 人 員
	千円	千円	千円	千円	延人
平 成 8 年 度	18,135	8,187,569	10,553,218	18,758,918	22,904
9	19,472	8,780,434	10,184,341	18,984,247	23,090
10	15,335	8,448,085	10,204,753	18,668,185	23,377
11	12,998	8,403,447	10,002,919	18,419,362	23,715
12	19,052	8,753,974	9,788,170	18,561,199	23,457